

国立大学法人愛媛大学医学部附属病院開院50周年記念事業寄附金要項

1. 寄附組織及び代表者

国立大学法人愛媛大学 学長 仁科 弘重

2. 寄附の目的

愛媛大学医学部附属病院開院50周年記念事業の推進
記念事業の主な内容

- (1) 患者サービス向上事業の推進
- (2) 附属病院開院50周年記念誌の発行
- (3) 催事の開催
- (4) その他医学部附属病院開院50周年記念に関する必要な事業

3. 寄附の目標額

6千万円

4. 寄附の期間

令和7年3月1日から令和8年12月末日

5. 寄附の方法

(1) 額について

①個人

1口1,000円（5万円以上のご寄附を歓迎します。）

- ・10万円以上ご寄附をいただいた皆様は、附属病院内で銘板に掲示いたします。
ブロンズ板…10万円以上、シルバー板…50万円以上、ゴールド板…100万円以上、
プラチナ板…300万円以上、ダイヤモンド板…500万円以上

②法人

1口10,000円（10万円以上のご寄附を歓迎します。）

- ・50万円以上ご寄附をいただいた法人は、附属病院内で銘板に掲示いたします。
ブロンズ板…50万円以上、シルバー板…100万円以上、ゴールド板…200万円以上、
プラチナ板…500万円以上、ダイヤモンド板…1,000万円以上

※寄附銘板への掲示の可否につきましては、事前に確認させていただきます。

※100万円以上ご寄附いただいた法人の銘板への表記方法（法人名・代表者名等）については、事前に確認させていただきます。

(2) オンラインでのお申込みについて

クレジットカード決済、コンビニ決済、ペイジー決済がご利用できます。

※コンビニ決済の場合、ご利用（ご寄附金額）は5万円未満までとなります。ご了承ください。

お申込みはこちら→

（スマートフォンで読み取ってください）



(3) 金融機関からのお振込みについて

同封の払込取扱票でお振込みください。

6. 寄附金に対する税法上の優遇措置

愛媛大学へのご寄附については、個人は寄附金控除、法人は損金算入の対象となります。

(1) 個人からのご寄附

寄附金控除を受けるには、確定申告が必要です。領収書については、確定申告用の領収書をその都度発行させていただきます。

①所得税の寄附控除について

(寄附金額-2,000円) × (所得に応じた) 税率 ⇒ 所得税額から控除 (還付)

※控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限

②住民税の寄附金税額控除について

- ・愛媛県にお住まいの方 (寄附された翌年の1月1日現在)

県民税の寄附金税額控除が受けられます。

市町村民税について、お住まいの市町の条例で愛媛大学への寄附が寄附金控除の対象に指定されている場合は、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。

お住まいの市町の税務担当へのお問い合わせの上、申告手続きを行ってください。

- ・愛媛県外にお住まいの方

個人住民税については、お住まいの都道府県の税務担当へお問い合わせの上、申告手続きを行ってください。

(2) 法人からのご寄附

法人税法第37条第3項第2号により、寄附金の全額を損金として算入できます。

7. 個人情報の取扱いについて

ご寄附により取得した個人情報は、本来の目的 (本学からの礼状・領収証送付、ご寄附者芳名録の作成、顕彰等本学が行う基金事業活動、事務手続き) 以外には使用いたしません。

8. 問い合わせ先

国立大学法人 愛媛大学

住所 〒791-0295 愛媛県東温市志津川

(1) 記念事業 (市民公開講座、祝賀会等) について

愛媛大学医学部総務課 電話 089-960-5943

E-mail : mesyomu@stu.ehime-u.ac.jp

(2) 寄附の申し込みについて

愛媛大学医学部研究協力課 電話 089-960-5172

E-mail : kifuig@m.ehime-u.ac.jp

(3) 税制上の優遇措置について

愛媛大学基金室 電話 089-927-8346

<https://foundation.office.ehime-u.ac.jp/contents/contact/#contact>

9. ご厚意に対する感謝

ご芳名の掲載、感謝状の贈呈、記念品等の贈呈等。

10. その他

50周年記念事業に対する寄附金に余剰金が出た場合については、本学部の教育・研究等に活用するための事業 (医学部支援基金) に活用させていただきます。